項目		これまでの取り組み内容	これまでの主な意見	既存の取り組みの充実強化や 新たな取り組みの実施等に関する意見
(1)いじめの 未然防止	①児童生徒に対す- る啓発・教育	〇いじめ防止「きずな」キャンペーン 〇いじめ防止「きずな」サミット 〇いじめストップリーダー研修	・キャンペーン等に参加する児童生徒の選出に関する疑問、「いじめ」というネガティブなことで選ばれる児童生徒の負担の考慮等 ・現場でやることが多すぎて教員らが疲弊している実情。効果を勘案して、教育委員会がやらないと判断することも大事 ・学校を代表して一部の児童生徒が参加するものよりも、まずは全児童生徒に対して、何をどのように伝えていくか ・対象と、伝えたいメッセージを明確にした実効性のある啓発の必要性	
		○道徳、人権教育等○情報モラル教育の推進	・どこからが「いじめ」かという認識が児童生徒によって違う。自分が嫌なことではなく、相手がされて嫌なことはしない、という意識を持たせることが大事・加書意識がなくても「いじめ」に該当する場合があることや、その場合の対応等について、正しく伝えていく必要・道徳等を使って、いじめが絶対にいけないということを普段の生活の中で醸成していくことが必要・発達障害などのハンディを抱える子などは、いじめの対象になりやすい。周囲に正しい理解を持たせるための教育が大切	
	②保護者や地域に 対する啓発	○学校・家庭・地域連携シート	・対象と伝えたいメッセージを明確にした実効性のある啓発の必要性(保護者や地域に具体に何を求めるのか) ・「いじめ」の意味や、いじめが発生した場合の対処法などについて、正しい共通理解を深めてもらうことが重要	
	③学校の体制強化 /教員の資質向上	〇いじめ対策専任教諭(中学校) 〇児童支援教諭(小学校) 〇いじめ対策支援員(小学校)	・いじめに特化しない教員の悩みを受け止めてくれるスーパーバイザーのような教 員を置く方が望ましいのではないか ・いじめ対策専任教諭の負担軽減が重要 ・嘱託社会教育主事などの力量のある人材の活用	
		〇スクールカウンセラー(SC)の配置 〇スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用	・児童生徒だけでなく、学校や教師に対しても 違う価値観を与えてくれる存在 ・児童生徒のSOSを受け止め、その声を代弁する存在となることを期待 ・SCが話を聞いただけで終わらないよう、次の一手を打ちやすい流れをつくること ・児童生徒側からのSCやSSWの活用	
		〇いじめ防止マニュアル 〇教員に対する各種研修	· 教員の「いじめ」に対する認識をもう少し広く持ってもらう ことが必要	
	④教育委員会によ る学校支援	〇いじめ相談等対応教職員支援室 〇いじめ不登校対応支援チーム 〇いじめ不登校対策推進協力校の指定	・教員が抱えている負担を相談できる場があることは評価できる	
	⑤市長部局の役割	○教員のスキルアップ支援(アーチル) ○連絡票による情報共有(アーチル) ○ヤングラレホン相談等(子相) ○学校との各種連携 (事案把握時の情報提供等)	・ハンディを有する子どもはいじめの対象になりやすい ・特性を有する子どもに対する対応など、従来の教員の知識で不足する部分をアーチル等が補うことを期待 ・アーチルの業務繁忙(相談までに要する期間の長期化) ・教育委員会ではないセクションが所管していることの有用性 ・現役の行政教員を配置することによる効果 ・学校・教育委員会以外にも助けを求めることができる選択肢があることの周知徹底、利用してもらえる伝え方の検討	
		○市長部局において新たに担うべき役割○体制の検討○総合教育会議の活用		
	⑥学校と地域との 連携強化 (資料3関連)	○学校支援地域本部○放課後子ども教室○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換	・地域に学校の取り組みを理解してもらうことが重要だが、現状ではそのための取り組みが不足 ・土台がないところに学校は成り立たない。いじめを育まない地域や家庭の形成が重要 ・いじめ対策を考えたときに、地域を巻き込んでいくことが遠回りのようで実は近道	

1

	項目	これまでの取り組み内容	これまでの主な意見	既存の取り組みの充実強化や 新たな取り組みの実施等に関する意見
(2)いじめの 早期発見	①相談窓口の運用	〇24時間いじめ相談専用電話(教委) 〇市教育相談室(教委) 〇いじめ相談受付メール(教委) 〇ヤング・テレホン相談(子相) 〇メール相談(子相)等	・学校・教育委員会に相談して解決しなかった場合などに、次に相談できる窓口がすぐに思い浮かぶように周知を図る必要 ・学校・教育委員会以外にも助けを求めることができる選択肢があることの周知徹底、利用してもらえる伝え方の検討	
	②その他早期発見 のための取り組み	〇仙台まもらいだーインターネット巡視 〇いじめ実態把握調査	・折々で子供たちが発するSOSを大人たちがどのように汲み取っていくのかという仕組みを考えるべき	
(3)事案発生 時の対応	①初期対応	○全教職員配付のいじめ防止マニュアル に基づく対応の徹底 【資料2のNo. 6参照】	・市として 事案解決に導く流れを、モデルケースとして示す ことが重要・法律家の需要に関する検討(スクールロイヤー等)・学校以外で児童生徒が助けを求められる公的な制度の検討の必要性	
	②事案解決までの対応			
(4)その他	①教員が児童生徒 と向き合える時間 の確保		·辛い思いをしている児童生徒と向き合えるだけの余裕を先生が持てるように(教員の勤務軽減等)	
	②その他学校づくり全般	_	・いじめを生まない夢や希望のある学校を作るために、 校長と教育委員会が何を考え、何に本気になって取り組むか ・単発ではない短期・中期・長期の取り組みが必要	